

訪問看護 ゆたかな家っこ
重要事項説明書
定期巡回随時対応型訪問介護看護（連携型）

_____様に対する訪問看護（定期巡回随時対応型訪問介護看護連携型）サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ケアサービスゆたか
主たる事務所の所在地	〒023-0403 奥州市前沢駅東三丁目4番地15
代表者（職名・氏名）	代表取締役 佐々木 裕
設立年月日	平成26年2月25日
電話番号	0197-47-6010

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ゆたかな家っこ	
サービスの種類	訪問看護（定期巡回随時型訪問介護看護連携型）	
事業所の所在地	〒023-0403 奥州市胆沢若柳字下松原80番	
電話番号	0197-47-6010	
指定年月日・事業所番号	平成27年8月1日指定	0371500836
管理者の氏名	小河原 マリ子	
通常の事業の実施地域	奥州市胆沢地域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスにおける定期巡回随時対応による訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

定期巡回随時型訪問介護看護（連携型）訪問看護サービスは、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

<サービスの内容>

(1) 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

具体的なサービス提供内容については下記のとおりです。

①看護介護行為

- ・バイタルチェック（血圧、脈拍、体温、簡易酸素飽和度測定）
- ・健康状態の観察
- ・身体の保清（清拭、陰部洗浄、更衣、おむつ交換、口腔ケア、手浴、足浴、洗髪、入浴介助、ひげ剃り等）
- ・療養指導（生活上の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導等）
- ・服薬管理、指導

②医療処置行為

- ・創傷及び床ずれ処置（※床ずれの状態が重度の場合は、特別管理加算対象）
- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管管理ケア（特別管理加算対象）
- ・経鼻チューブ、胃瘻（いろう）管理ケア（特別管理加算対象）
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア（特別管理加算対象）
- ・気管切開（気管カニューレ挿入中）の管理ケア（特別管理加算対象）
- ・在宅酸素療法管理ケア（重症者管理加算対象）
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴（特別管理加算対象）
- ・主治医の指示による検査（採血、検尿等）
- ・排泄管理ケア（浣腸、摘便）
- ・エンゼルケア（在宅でお亡くなりになられた場合、お体をきれいにしたりする処置をします。）※実費 5,000 円（保険外サービスとなります。）

③リハビリ援助行為

- ・拘縮予防、座位及び歩行訓練
- ・嚥下訓練等

④介護者への支援

- ・介護の方法指導、社会資源の紹介
- ・床ずれ予防、リハビリの方法、食事指導（介助の工夫・方法等）
- ・室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法等
- ・介護者の健康相談・助言

(2) 定期巡回随時型訪問介護看護（連携型）訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医に訪問看護指示書を交付していただく必要があります。指示期間は、主治医により決められます。指示期間が過ぎる前に看護師から主治医に指示書の依頼を行いません。

（※訪問看護指示書代は、健康保健証の負担割合に応じて異なります。1割負担の方の場合は 300 円かかります。病院によっては異なる場合もありますので病院窓口にて御確認ください。お支払いは、病院窓口でお願いします。）

（※但し、公費負担医療の対象者の方は費用の負担はありません。）

(3) サービス提供にあたっては、主治医の指示に基づき、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

(4) 主治医に毎月 1 回、訪問看護計画書報告書を提出することになっておりますのでご了承ください。（利用者のお体の状態や看護計画に基づいて実施した内容等について報告します。）

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者兼 看護師	常勤・1人	看護師	常勤 5人 非常勤 4人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の訪問看護職員及びその管理責任者は下記のとおりです。職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名 (管理責任者兼務)	(資格：看護師)	小河原 マリ子
訪問看護職員の氏名	(資格：看護師)	千葉 みどり
訪問看護職員の氏名	(資格：看護師)	菅原 千敏
訪問看護職員の氏名	(資格：看護師)	佐藤 朋代
訪問看護職員の氏名	(資格：看護師)	大槻 初子
訪問看護職員の氏名	(資格：看護師)	吉田 美雪
訪問看護職員の氏名	(資格：准看護師)	小野寺三恵子
訪問看護職員の氏名	(資格：看護師)	及川 恵子
訪問看護職員の氏名	(資格：看護師)	佐々木 裕

8. 利用料

あなたが定期巡回随時型訪問介護看護連携型サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 定期巡回随時型訪問看護連携型の利用料（訪問看護ステーションの場合）

【基本部分】

<看護師が行う訪問看護>

連携型訪問看護費	基本利用料 ※（注1）	利用者負担金 ※（注2） （＝基本利用料の1～3割）
要介護1～4	29,610円	2,961円
要介護5	37,350円	3,761円

< 准看護師が行う訪問看護 >

連携型訪問看護費	基本利用料 ※（注1）	利用者負担金 ※（注2） （＝基本利用料の1～3割）
要介護1～4	28,760円	2,876円
要介護5	36,603円	3,660円

※集合住宅に居住する利用者へサービスを提供する場合は、所定の単位数の90%で算定。

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算部分】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規に訪問看護計画書を作成して初回の訪問看護を行った場合（退院時共同指導加算算定する場合算定不可）	3,000円	300円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝岩手県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の10%	
緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	3,150円	315円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	25,000円	2,500円
		20,000円	2,000円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の25%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の50%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々の1日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の1日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 北日本銀行 前沢支店 普通口座 7022958
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求め等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 住所 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策

消防計画に基づき適時適切に実施します。

12. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定しています。

業務継続計画に従い、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。また、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

13. 個人情報の保護

事業者が得た利用者様又は家族様の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者様又は家族様の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

14. 虐待防止に関する事項

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
また、サービス提供中に、施設従業者又は養護者（利用者様の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

15. 身体拘束

当事業所は、利用者様、又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び、その他利用者様の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者様の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

16. 衛生管理等

当事業所は、利用者様の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生管理上必要な措置を講じます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

1. 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

17. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0197-47-6010 訪問看護ゆたかな家っこ 管理者 小河原 マリ子
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	奥州市長寿社会課介護保険係	所在地 奥州市水沢大手町1丁目 1番地 電話番号 0197-24-2111
	岩手県国民健康保険団体連合会	所在地 盛岡市大沢川原三丁目7番 30号 電話番号 019-623-4325

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地	奥州市前沢駅東三丁目4番地15
事業者(法人)名	株式会社ケアサービスゆたか
代表者職・氏名	代表取締役 佐々木 裕 印
事業所名	訪問看護ゆたかな家っこ
管理者・氏名	小河原 マリ子 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄 _____

立会人

住所 _____

氏名 _____ 印